



事務連絡
令和3年4月20日

農業者各位 様

留寿都村農林建設課長

一時支援金のリーフレットについて

日頃より、本村農業の振興につきましては、特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国においては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売り上げが50%以上減少した中小法人・個人事業者等の方に対して「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」を給付することとしています。

当該給付金に係るリーフレット等については、一時支援金事務局のホームページにて掲載されておりますので農業者の皆様に周知させていただきます。

(農林建設課農林係)

中小法人・個人事業者のための

一時支援金

緊急事態宣言の影響緩和

申請期間 ▶▶ 2021年3月8日(月)～5月31日(月)

給付額

中小法人等 ▶▶ 上限 **60万円** 個人事業者等 ▶▶ 上限 **30万円** を支給します。

給付額 ▶▶ 2019年または2020年の1月～3月の合計売上－2021年の対象月*の売上×3ヶ月

※2021年1月～3月のうち、2019年または2020年の同月と比べて、緊急事態宣言の影響により事業収入が50%以上減少した月

給付対象

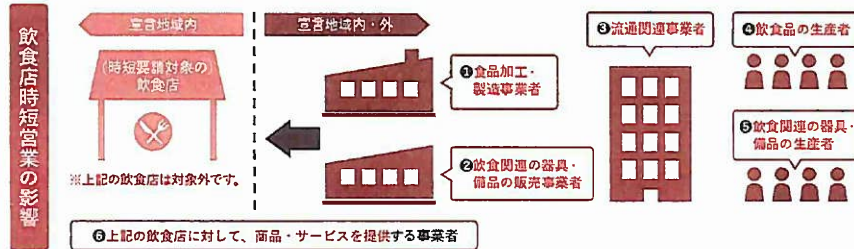
詳しくはホームページでご確認ください

①と②を満たす事業者は、業種や所在地を問わず給付対象となり得ます。

①緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業または外出自粛等の影響を受けていること*

②2019年比または2020年比で、2021年の1月、2月または3月の売上が50%以上減少

*緊急事態宣言の再発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域(以下「宣言地域」という)の飲食店と直接・間接の取引があること、または、宣言地域における不意不慮の外出・移動の自粛による間接的な影響を受けていること



以下の場合には給付対象とはなりません



事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として緊急事態宣言の影響により事業収入が減少したわけではないにも関わらず給付を申請する場合は給付対象外です。



(緊急事態宣言とは関係なく)売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合は給付対象外です。



(緊急事態宣言とは関係なく)単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が50%以上減少している場合は給付対象外です。



売上が50%以上減少していても、または、宣言地域に所在する事業者であっても、給付要件を満たさなければ給付対象外です。



地方公共団体から時短営業の要請を受けた、協力金*の支給対象の飲食店は給付対象外です。

(昼間のみ営業を行っているなど、協力金の支給対象になっていない飲食店は、給付対象になり得ます。)
※都道府県・市町村が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して措置している協力金

一時支援金 ホームページ



一時支援金

検索

<https://ichijishienkin.go.jp/>
スマホサイトは4月以降公開予定



一時支援金 相談窓口・申請サポート会場電話予約窓口

0120-211-240

IP電話
専用回線

03-6629-0479

受付時間 8:30-19:00 (土日・祝日含む全日) ※お電話が通じない場合はホームページをご覧ください。

⚠ 「一時支援金」の不正受給は犯罪です!

申請手続きの流れ

オンラインで簡単に申請することができます。
 オンライン申請が困難な方におかれては、申請サポート会場をご利用ください。

※申請サポート会場のご利用には事前予約が必要です。
 ホームページまたは電話からご予約ください。

アカウントの申請・登録

登録確認機関での事前確認

申請

1 一時支援金
 ホームページの
 仮登録画面に
 メールアドレスや
 電話番号を入力し
 申請IDを発番。

2 下記の必要書類 を準備。

3 一時支援金ホームページで
 登録確認機関を検索し、
 メールまたは電話で、
 登録確認機関に事前予約。

※原則「団体の会員・組合員の方は当該団体に、
 「金融機関と事業性の関係取引がある方は当基金金融機関」、
 「団体の社員がいる方は当該企業」に、事前確認を依頼してください。
 ※上記に該当しない場合は、一時支援金相談窓口までお問い合わせ
 ください。

4 TV会議/対面/電話※により
 ・事業を実施しているか
 ・給付対象等を正しく理解しているか
 などの事前確認を受ける。

※登録確認機関の会員等の場合には、必ず「給付対象等を
 正しく理解しているか」等のみの確認を行うことをもって
 代えることができます。

5 一時支援金ホームページから
 マイページにアクセス。
 必要情報を入力し、
 下記の必要書類 を
 添付して申請。

申請サポート会場で申請することも可能です。

必要書類

※主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合や、特例を用いる場合等においては、
 他にも必要書類がございますので、詳細はホームページでご確認ください。
 ※給付要件を満たさないおそれがある場合は、その他の書類の提出を求める場合がございます。

1 履歴事項全部証明書(法人)または本人確認書類(個人)

法人 個人

履歴事項全部証明書

運転免許証
 マイナンバーカード
 住民票 + [住民票] OR [マイナンバーカード] OR [各種健康保険証]

※マイナンバーカード、住民基本台帳カード、身体障害者手帳等も認められますので、
 詳細はホームページでご確認ください。

2 收受日付印の付いた2019年1月～3月及び2020年1月～3月
 までをその期間に含む全ての確定申告書類の控え

法人 個人

確定申告書類の控え

※e-Taxを通じて申告を行っている場合、これらに相当するものを提出して下さい。

3 2019年1月から2021年対象月
 までの各月の帳簿書類
 (売上台帳、請求書、領収書など)

事前確認	全て
申請	2021年対象月の売上台帳のみ



4 2019年1月以降の
 事業の取引を記録している通帳

事前確認	事業の取引がわかる全てのページ
申請	通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ



5 代表または
 個人事業者等
 本人が自署した
 宣誓・同意書

※ホームページから
 ダウンロードできます。



6 2019年～2021年の各年1～3月に
 おける顧客の情報がわかる
 取引先情報一覧

※ホームページからダウンロードできます。

事前確認	不要	申請	必要
------	----	----	----



保存書類

※申請時の提出は不要ですが、申請後に提出を
 求める場合がございますので、7年間保存して
 ください。

飲食店時短営業・外出自粛等の影響を示す書類として、最終的な
 取引先が、宣言地域内で時短営業の要請を受けた飲食店または
 宣言地域の消費者であることを示す書類を保存してください。

主な例

詳細はホームページで
 ご確認ください。

<必須>



自らの販売・提供先との反復継続
 した取引または消費者との継続した
 取引を示す
帳簿書類および通帳

+

<上記に加えて、以下のいずれか1項目>

※所在地や事業によっては必要となる書類



・宣言地域内で消費者向けの事業を行っ
 ていることを示す
**商品・サービスの一覧表、店舗写真、
 および賃貸借契約書・登記簿**



・旅行者の5割以上が宣言
 地域内から来訪してい
 ることを示す
統計データ



・宣言地域の消費者との
 継続した取引を示す
**顧客データまたは
 自ら実施した顧客
 調査結果**



・自らの販売・提供先が宣言
 地域内の卸売市場または流
 通事業者であることを示す
書類



・所在地域から宣言地域内の
 卸売市場または流通事業者
 への反復継続した取引を示す
書類・統計データ